

## 市・府民税の減免及び森林環境税の免除に係る事務取扱要領

### (目的)

- 1 この取扱要領は、豊中市市税条例（以下「条例」という。）第46条、豊中市市税条例施行規則（以下「規則」という。）第9条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号 以下「法」という。）第11条の規定を、すべての納税者に対し公平かつ適切に適用し、もって市・府民税（以下「市民税」という。）の減免及び森林環境税の免除に係る事務を円滑に執行することを目的として定めるものとする。

### (個人の市民税の減免及び森林環境税の免除)

- 2 個人の市民税の減免及び森林環境税の免除は、徴収猶予（分割納付を含む。）、納期限の延長又は保有資産等の活用によってもなお納税が困難で担税力に欠けると認められる者につき、税負担の軽減又は免除を行うための措置である。
  - (1) 担税力の判断基準については、納税者の個別の事情に着目して判断するものとする。
  - (2) 前号の「個別の事情」とは、納税者個々の所得減少の事実や原因のみならず、納税者の生活状況や健康状態等各種の状況を考慮して判断される事情をいう。

### (減免及び免除対象となる納期)

- 3 個人の市民税の減免及び森林環境税の免除対象となる納期は、申請日以後に到来する納期分（納付書再発行等に伴う指定納付期限分を除く。）に係る市民税及び森林環境税（特別徴収にあっては、申請日の属する月の翌月分以後に徴収すべき市民税及び森林環境税）について行うものとする。

### (期日の特例)

- 4 災害による個人の市民税の減免及び森林環境税の免除についての期日の特例は次の各号のとおりとする。
  - (1) 規則第9条第1項第4号又は第5号に掲げるもので減免を受けようとする者は、条例第46条第2項の規定にかかわらず、災害のやんだ日から30日以内にその事由を記載した減免申請書に証拠となる書類を添えて提出しなければならない。
  - (2) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「令」という。）第5条各号による免除を受けようとする者は災害がやんだ日から30日以内にその事由を記載した免除申請書に証拠となる書類を添えて提出しなければならない。

### (市民税の用語の意義及び取扱)

- 5 条例第46条及び規則第9条に定める用語と市民税の減免のために用いる用語の意義及び取扱については、次の各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 「生活保護法の規定による扶助」とは、生活保護法第11条第1項に規定する「生活扶助」、「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」、「介護扶助」、「出産扶助」、「生業扶助」及び「葬祭扶助」をいう。
  - (2) 「生活保護法の規定による扶助を受けた者」については、単給又は併給として受け

ることの区別なく適用するものとし、同一生計内に当該扶助を受けている者が2人以上いる場合には、そのすべての者について適用する。

(3) 「その他貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」とは、具体的には、「生活保護法の規定による扶助」は受けていないが、生計を一にしないおじ又はおば等の親族や社会福祉事業団から継続的に生活援助を受けている者をいう。

(4) 「離職」とは、事業主との雇用関係が終了することをいい、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第2項に規定する定義を準用する。

(5) 「失業」とは、離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態をいい、雇用保険法第4条第3項に規定する定義を準用する。ただし、正当な理由のない自己都合による退職、定年退職または移籍出向を理由とする退職等については、退職等の予見性等から「失業」とはみなさない。また、「廃業」については、営業権の譲渡又は法人の設立によるものは除外するものとする。

(6) 「失業若しくは廃業等により所得が皆無となり生活が困難となった者」とは次に掲げる者で減免申請日現在の預貯金等の合計額が3,370,000円以下の者をいう。

ア 雇用保険法第13条に規定する基本手当を失業中に継続して受給している者（ただし、別表第1に掲げる離職理由による者を除く）

イ 雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者でない者またはアで規定する者のうち同法第13条に規定する基本手当の受給期間が終了した者で、3ヶ月以上引き続いて失業状態にあり、受給期間が終了した日の翌日から4週間毎に2回以上の求職活動を行っている者

ウ 妊娠、出産、育児により雇用保険法第20条第1項に規定する受給期間延長措置を受けている者で、当該納税者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る前年の合計所得金額（規則第9条第1項第2号に規定する前年の合計所得金額をいう。）の合計が3,370,000円以下である者

エ 疾病又は負傷等により引き続いて就職できない者又は事業を再開できない者

(7) 「これに準ずると認める者」とは、次に掲げる者で減免申請日現在の預貯金等の合計額が3,370,000円以下の者をいう。

ア 雇用保険の受給資格者であるが雇用保険の給付はなく、私傷病又は親族の介護で離職し、ハローワークに申立すれば、離職理由が正当な理由のある自己都合退職となる見込みの者

イ 雇用保険の高年齢求職者給付金を受けている者で給付日数が失業認定日から起算して減免申請日が到来していない者

(8) 「特別の事情がある者」とは納税義務者の責めに帰すべき事由によらずに下記の事由によりやむを得ない多額の支出を行ったことにより減免申請日現在の預貯金額が森林環境税の用語の意義で定める「生活保護基準」以下である者をいう。

ア 疾病により多額の医療費を支出した者

イ 盗難により多額の被害を受けた者

(9) 6号又は7号に該当する者で給与所得者については給与所得、廃業した者については事業所得を除き、前年に他の所得がある場合には、他の所得の合計額が均等割非課税

基準以下である場合に限り減免を適用する。

(10) 「預貯金等の合計額」とは、減免を申請する者に係る減免申請日現在における次に掲げるアからウの合計額とする。

ア 現金

イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第10号に規定する預貯金

ウ 減免申請日現在において支払いを受ける権利を有する退職手当等の金額から当該退職手当等から徴収される所得税額、道府県民税額及び市町村民税額を控除した額

(11) 4号から8号に掲げる者が減免を申請するにあたり、担税力を審査するため、申請者が有する預貯金資料（電磁的記録媒体にて記録されているものにあつては、預貯金の出納が記録された画面）の写しを必要とする。

(12) 預貯金資料については申請日の属する月を含む直近2ヶ月分の収支がわかることを原則とする。

(13) 規則第9条第1項第7号で納税が著しく困難であると認められる者とは、被相続人の被扶養者又は住民税非課税の者をいう。

（森林環境税の用語の意義及び取扱）

6 令第6条及び令第7条に定める用語と森林環境税の免除のために用いる用語の意義及び取扱については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 令第6条に定める「生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助」は「生活扶助」、「教育扶助」、「医療扶助」、「介護扶助」、「出産扶助」、「生業扶助」とし、「葬祭扶助」を除く。

(2) 「失業」及び「廃業」の意義については、市民税の用語の意義と同じとする。

(3) 令第7条第1号に定める「失業又は廃業により収入が著しく減少した場合」とは、前年中の合計所得金額が3,370,000円（規則第9条第2項に該当する扶養親族を有している場合には、扶養親族が同項アからカに該当する額を控除した後が3,370,000円）以下で、その年の合計所得金額の見込み額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難となった場合とする。具体的にはその年の合計所得金額が前年の合計所得金額の7割以下となり、かつ、免除申請日現在の預貯金額が生活保護基準以下となった者とする。

(4) 令第7条第2号に定める総務大臣が定める場合として、森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき事由によらずに生活が著しく困難となった者とは、次のアからウまでの状態に該当することとなった者とする。

ア 失業又は廃業以外の事由によりその年の合計所得金額の見込み額が前年中の合計所得金額の7割以下に減少し、免除申請日現在の預貯金額が生活保護基準以下となった者

イ 「やむを得ない多額の支出を行った」とは疾病等により多額の医療費を支出した場合とし、高額医療費や保険金で補填される金額を差し引いたのちの預貯金額が免除申請

日現在で生活保護基準以下となった者

ウ「所有する資産について損害を受けたこと」とは盗難により多額の被害を受けたこととし、免除申請日現在の預貯金額が生活保護基準以下となった者

(5) 「生活保護基準以下」に該当する場合とは、次に掲げる条件とし、いずれも満たす者とする。

ア 納税義務者の各月の生活費が130,000円以下

イ 預貯金の残高が月の生活費の2ヶ月分以下

(6) 「生活費」とは、日常生活を営む上で必要な食費、水道光熱費、住居費、被服費、交通費及び通信費をいう。

(7) 「預貯金」とは、市民税の用語の意義と同じとする。

(8) 令第5条に規定する「災害」とは、次に掲げるものをいう。

ア 震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害

イ 火災、鉱害、火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害

ウ 害虫、害獣その他の生物による異常な災害

(9) 令第5条第3号及び第4号に規定する「その他これらに類するもの」とは、次に掲げるものとする。

ア 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が受け取る見舞金

イ 資産の被害の補填を目的とする任意の互助組織から支払いを受ける災害見舞金

(10) 罹災証明書における住宅の被害の程度により令第5条第3号及び第4号の免除の可否の判断に際しては、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」により補填された部分の金額は除かず、住宅の被害の程度のみによって判断するものとする。

(11) 市民税の減免が規則第9条第1項第3号、第6号又は第7号の規定に該当し、適用される場合でも、森林環境税の免除は適用しない。

(12) 市民税の減免が規則第9条第1項第4号ウ又は同項第5号に該当し、合計所得金額が7,500,000円を超える場合は、森林環境税の免除は適用しない。

附則

(適用開始)

1 この取扱要領は、平成28年度の市・府民税から実施する。

附則

この取扱要領は平成30年（2018年）1月1日から実施する。

附則

この取扱要領は平成30年（2018年）6月1日から実施する。

附則

この取扱要領は令和3年（2021年）6月1日から実施する。

附則

2 この取扱要領は令和6年度市・府民税及び森林環境税から実施する。

この取扱要領は令和6年（2024年）5月15日から実施する。

## 別表第1

## 離職理由一覧表

離職区分	コード	離職理由
2D	24	契約期間満了による退職
2E	25	定年、移籍出向
4D	40	正当な理由のない自己都合退職
	45	正当な理由のない自己都合退職 (受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上)
5E	50	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
	55	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 (受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上)